

長崎市安全・安心まちづくり推進条例

平成16年9月30日
条例第144号

(目的)

第1条 この条例は、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）を、市、市民及び事業者が一体となって総合的に推進し、もって個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行わなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらが継承されることを目的として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする高齢者、障害者、児童等に配慮しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を十分に反映させ常に国、県その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、常に安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を積極的に習得するとともに、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市民の安全に十分配慮して、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、犯罪の発生時においては、被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域安全まちづくり活動)

第6条 市民等は、自主的に又は自発的に地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に積極的に取り組み、助け合いの精神に根ざした良好なコミュニティをはぐくむよう努めなければならない。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全・安心まちづくり推進協議会の設置)

第8条 安全で安心なまちづくりを推進するため、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の所掌事務)

第9条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域安全まちづくり活動に関する事項
- (2) 学校等における児童等の安全の確保に関する事項
- (3) 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関し必要な事項

(協議会の組織及び委員)

第10条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のあるもの
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第12条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第14条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条から第15条まで並びに第16条ただし書の規定は、同年11月1日から施行する。